基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年一月六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十一月二十八日

横浜市港北区日吉七丁目一三番一五号

コーア商事株式会社

代表取締役　岡澤　紘一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十八日

札幌市中央区南一条西三丁目二番地

大丸藤井株式会社

代表取締役　藤井　敬一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十八日

埼玉県川口市芝三丁目三番一七号

株式会社佐藤製作所

代表取締役　佐藤　雅俊

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月二十八日

三重県鈴鹿市安塚町一三五〇番地

三重液化ガス株式会社

代表取締役　松井　浩行

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十八日

大分県大分市金池町二丁目九番七号

株式会社共和ゴム工業所

代表取締役　堤　俊郎

合併につき株券等提出公告

当社は、ユニヴ・ライフ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十八日

大阪府豊中市新千里北町二丁目二〇番八号

株式会社ユニオンサービス

代表取締役　江口　慶明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小松としゑが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年十一月二十八日

東京都江東区東陽二―五―一四―五〇一

Educare International Inc.

日本における代表者　小松としゑ

限定承認公告

本籍新潟県新潟市北区早通北一丁目六番、最後の住所新潟県新潟市北区早通北一丁目六番六号

被相続人　亡　鷲尾　五男

右被相続人は平成二十六年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十月二十日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

新潟県新潟市東区石山四丁目六番四号石山カメリア一〇三　限定承認者　鷲尾　浩一

限定承認公告

本籍兵庫県佐用郡佐用町大木谷三九五番地、最後の住所千葉県館山市館山七九二番地の二八

被相続人　亡　守安　輝彦

右被相続人は平成二十六年八月十日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十四日千葉家庭裁判所館山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

兵庫県加古郡播磨町宮西一丁目二一―一五

限定承認者　松本　徹

限定承認公告

本籍熊本県菊池市旭志川辺八一〇番地、最後の住所福岡県北九州市八幡西区金剛一丁目五番三一号

被相続人　亡　吉髙今朝男

右被相続人は平成二十六年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十八日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

福岡県田川郡香春町採銅所五三四三―一

相続財産管理人　吉髙　竜臣

株式交換公告

当社は、当社を株式交換完全親会社、東京エレクトロン株式会社（住所東京都港区赤坂五丁目三番一号）を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

ＴＥＬジャパン合同会社

代表社員　東京エレクトロン株式会社

職務執行者　東　哲郎

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十六年十二月十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で当社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は五千万口とする。

六、消却の方法

優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金五千万円

平成二十六年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

訂正公告

平成二十六年十月三十一日（号外第二四一号）掲載の解散公告中、清算人に「飯田　龍也」とあるは「伊藤恵理子」の誤りにつき、訂正します。

平成二十六年十一月二十八日

神奈川県横浜市西区久保町三六番二号

株式会社キャンズ・Ｔ

清算人　伊藤恵理子

取消公告

平成二十六年十月二十七日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十六年十一月二十八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番一八号

株式会社ネットマーケティング

代表取締役　宮本　邦久

取消公告

平成二十六年七月三十一日（号外第一七一号）掲載の第二十六期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十六年十一月二十八日

東京都港区港南一丁目八番四〇号品川プレイス

ブラックボックス・ネットワークサービス株式会社　代表取締役　福岡　武彦

取消公告

平成二十六年十一月五日（号外第二四四号）掲載の解散公告は取り消します。

平成二十六年十一月二十八日

神奈川県藤沢市湘南台一丁目三二―七

マトコン・ジャパン株式会社

代表清算人　牧田　晴義

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十八日付第二六四号●同日付第二六五号四四〇ページ●同日付第二六六号一二八ページ●十一月二十八日付衆会第八号三二ページ

号一三六ページ●同日付第二六五号四四〇ページ●同ページ●同日付政府調達第二三三号四〇ページ●十月二十

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）